

## 川越藩警備につく

### 会津藩から川越藩へ

天保十三年（一八四二）八月、幕府は川越藩に対して、相模国の備えを引き受けるよう命じ、領分内のもっともよいと思う場所に家来を置き、備えを手厚くするよう命じた。備えは会津藩が警備していた時よりも武器、人数も一段と手厚くするように重ねて命じた。

この警備を川越藩が引き受けたことにより、幕府から一万両のお金が下付された。また、この年の十二月十五日から、浦賀奉行所は平根山の台場のみを受け持ち、あとはすべて川越藩の警備区域とされた。

三浦半島全域の警備を担当することになった川越藩は、天保十四年（一八四三）二月、大津に陣屋を置くことを決定し、建設工事に着手した。『通航一覽続輯』によると、陣屋建設のために幕府から二万五千坪の土地を拝領し、表門、御殿（一三三坪）、武器蔵、米蔵、藩士が住む長屋、馬小屋から、村を支配するための役所まで、さまざま

建物が建造されたことが窺える。

### 藩士の心得を出す

同じ月に、相州へ勤務する者へ十三条の心得が出されたとある。これは海上へ出ていく機会が増えることが予想される一方、実際に勤務する藩士は海を知らない者が多かったと思われるので当然なことであろう。

四条は、異国船を見つけたら、遠くであろうとも速やかに届け出ること、五条は、浦賀は公儀（幕府）の御固め場であり、不埒なことの無いようとの注意。六条は陣屋勤務の人数が少ないため、三里以上遠くまで出かける時は老中の許可が必要であること。七条は遊山のために、百姓の家に立ち寄って押し買いをしたり、金品の無心をしたりするようなことを厳禁している。十一条から十三条は、飲酒は川越藩内と同じように、詰小屋に女性を入れないこと、また陣屋内では三味線はいけない、と記されている。若い武士が単身赴任で勤務に就くのであるから、日常生活の細いことにまで気をつけていることがわかる。

## 打ち沈め線の防衛

三月になると、走水の簷山（旗山）と十石崎、さらに猿島に台場を置く準備に入り、走水の両台場は七月までには完成している。ここが台場の場所選ばれたのは、江戸（東京）湾でもっとも狭い場所であるためで、千葉県の富津と観音埼を結んだラインは「打ち沈め線」と呼ばれて重要視され、ここより内海へは異国船を絶対に乗り込ませてはいけない、とされていた。

さらに、かつて会津藩も三浦半島の農漁民を使役に使っていたが、川越藩ではさらにもう一步踏み込んで、名主や村役人を水主差配役等に命じ、苗字帯刀を許し、沿岸警備の末端に組み込んで、この人たちを通して、農漁民を動員する体制づくりを行った。

陣屋が完成した大津村は、食べ物から調度品まで商う家が出来、さらに旅館もできた。『浦賀見聞誌』という書物によると、「鈴木屋という宿へ泊まる。隣りとは一、二丁ほど離れた畑の中の一軒宿で、俄か造りであるので、しきいやかもいも生木を使用しているので、反りがでて開け閉めもスムーズでなく、食器も揃っておらず、主の

---

味付けも塩辛く、嫁が給仕して大勢が一座で食し、身分も何もなく見知らぬ同士がよもやま話をするのは楽しい」と記されている。大津村が町場が変わっていく瞬間であった。（了）